

平成31年

第1回中央広域環境施設組合議会
定例会会議録

平成31年3月20日 開会

平成31年3月20日 閉会

中央広域環境施設組合

平成31年第1回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月20日（水曜日）

招集場所 中央広域環境施設組合 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 16名

1番	岸田益雄	2番	塩田智子
3番	細井英輔	4番	河野利英
5番	栞原五男	6番	原田由一
7番	山添純二	8番	森本節弘
9番	三浦三一	10番	出口治男
12番	木村松雄	13番	松村幸治
14番	檜原伸	16番	東條昭二
17番	吉岡薫	18番	鈴木幸三

欠席議員 2名

11番	阿部雅志	15番	高橋勲
-----	------	-----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	藤井正助	副管理者	川真田哲哉
副管理者	玉井孝治	副管理者	松田卓男
会計管理者	阿部守	事務局長	住友勝次
総務課長	猪井修		

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐	岡本泰昌	業務課課長補佐	高岡寛之
総務課主査	小松真一郎	業務課主査	渡辺大輔
電気主任技術者	後藤田実	総務課主事	楠本祐士

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議第1号 中央広域環境施設組合監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第2号 中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第3号 中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第4号 中央広域環境施設組合清掃条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第5号 平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議第6号 平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算について

午前9時30分 開会

○議長（岸田益雄君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年第1回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16名で定足数に達しております。よって、平成31年第1回中央広域環境施設組合議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに報告事項を申し上げます。本日の定例会に、11番阿部雅志君、15番高橋勲君から欠席する旨届け出がございました。ご了承願います。

これより、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。ご了承を願います。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により議長において、4番河野利英君、14番樫原伸君を指名いたします。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岸田益雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

これより審議にはいります。

管理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（藤井正助君）

本日は、平成31年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃は組合の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

はじめに、中央広域環境センターにおける、昨年の運転状況について報告させていただきます。昨年1年間のごみ搬入量は、2万9,936トンで前年に比べ183トンの減少でございました。処理人口の減少や構成市町でのごみ減量化の取り組みが、ごみ搬入量減少の主な要因だと思われまます。今後ともごみ減量化に向けた啓発活動を進めていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、昨年は、9月に台風21号による施設設備機器が被災いたしました。が、応急措置を行い、現在復旧作業を進めており、ごみ処理自体には大きな問題もなく安定した施設の稼働を続けています。今後も周辺環境に十分配慮しながら、安全安心な施設運営に努めるとともに、できる限り計画的、効率的に施設を稼働させることで、ごみ処理に必要なエネルギーを節約して経費の削減に努める所存でございます。

次に、次期ごみ処理施設についてでございます。当センターは、平成17年8月の稼働から14年目を迎えており、地域の皆様とお約束をしております施設の使用期限2025年、平成37年7月まで、本年8月で6年を切っております。組合といたしましては、次期ごみ処理施設について、期限までに新施設が建設できるよう、現在関係構成市町と協議を進めているところであり、平成31年度一般会計当初予算に関連経費を計上させていただいております。議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由について、ご説明申し上げます。

今定例会に提出しております案件は、専決処分報告案件が1件、条例の一部改正が4件、平成30年度一般会計補正予算（第2号）と平成31年度一般会計当初予算の予算案件が2件の計7件でございます。

まず、報第1号専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認をお願いするもの

でございます。

次に、議第1号中央広域環境施設組合監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法第235条の2第1項の規定による、現金出納検査の日を変更するものでございます。

次に、議第2号中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、国家公務員に係る超過勤務命令の上限時間が設けられることに鑑み、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第3号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第4号中央広域環境施設組合清掃条例の一部を改正する条例制定については、本年10月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料の改正を行うものであります。

次に、議第5号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ856万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億4,566万4千円とするものでございます。台風21号による災害復旧事業に係る財源振替を行うとともに、不足額、不用額の調整を行うものでございます。また、廃棄物処理施設災害復旧事業において、翌年度へ繰り越して使用することができる額の上限を定めるとともに、地方債の限度額、起債の方法などを定めるものでございます。

次に、議第6号平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ20億5,494万8千円とするものでございます。歳入の主なものとしましては、負担金が19億8,885万5千円、前年度当初予算と比べ1億4,867万千円の減額でございます。歳出の主なものとしましては、総務費で8,255万7千円、負担金などの変動によりまして、前年度当初予算より198万円の増額でございます。衛生費が15億319万6千円、新ごみ処理施設建設に要する経費1,738万円を計上したことなどより、前年度当初予算より3,158万7千円の増額でございます。また、公債費においては、平成15年度に借り入れました組合債の償還が終了したことに伴い、前年度比1億8,218万4千円減の4億6,632万3千円を計上しております。予算の執行にあたりましては、各事業ごとに十分精査を行い、不用な支出をできる限り抑制してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次ご説明なり、補足説明を申し上げてまいりたいと思います。今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので、十分ご審議の上、すべて原案どおりご承

認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（岸田益雄君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

それでは、日程第3、報第1号専決処分の承認を求めることについて（中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長

○総務課長（猪井修君）

報第1号専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書の報第1号をお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。平成30年8月の人事院勧告を踏まえ、平成30年11月に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当組合におきましても国に準じた改正を行ったものでございます。なお、改正にあたりましては、必要最小限の範囲で専決をさせていただきます。専決処分日は、平成30年12月19日でございます。

次のページをご覧ください。

主な改正の内容といたしましては、12月において支給する勤勉手当の支給割合を、一般職員で100分の90から100分の95に、再任用職員で100分の42.5から100分の47.5に、ともに0.05月分引き上げるものでございます。また、次のページからでございますように、行政職給料表を若年層に重点を置いた改定を行い、全体を平均で0.2パーセント引き上げるものでございます。

以上、報第1号専決処分の承認を求めることについての補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（岸田益雄君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（岸田益雄君）

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。報第1号専決処分の承認を求めることについて（中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（岸田益雄君）

異議なしと認めます。よって、報第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

続きまして、日程第4、議第1号中央広域環境施設組合監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第7、議第4号中央広域環境施設組合清掃条例の一部を改正する条例制定についての4件を一括して議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長

○総務課長（猪井修）

議第1号から議第4号までについて、補足説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、概要について要点のみご説明いたします。

議案書の議第1号をお願いいたします。

議第1号中央広域環境施設組合監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。現在、条例第4条において地方自治法第235条の2第1項の規定による検査（現金出納検査）日を、毎月5日としております。しかしながら、現行の5日の実施日では、月初めに土曜日、日曜日を挟む場合など、監査資料の作成にあたり適正な事務処理期間の確保が困難な状況でございます。そこで、構成団体の現金出納検査日を考慮いたしまして、

現金出納検査の日を25日に改めるものでございます。施行日は、平成31年4月1日でございます。

次に、議案書の議第2号をお願いいたします。

議第2号中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正の内容といたしましては、時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を追加するものでございます。施行日は、平成31年4月1日でございます。

次に、議案書の議第3号をお願いいたします。

議第3号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。人事院勧告を踏まえた法律改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正の内容といたしましては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を、一般職員は1.3月分に、再任用職員にあっては、0.725月分に改めるとともに、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を、一般職員は0.925月分に、再任用職員にあっては、0.45月分にそれぞれ改めるものでございます。施行日は、平成31年4月1日でございます。

次に、議案書の議第4号をお願いいたします。

議第4号中央広域環境施設組合清掃条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成28年4月の消費税法の一部改正によりまして、本年10月から消費税の税率が10パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、一般廃棄物処理手数料を、現行の1トンあたり6,480円を6,600円に改めるものでございます。施行日は、平成31年10月1日でございます。

以上で、議第1号から議第4号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長（岸田益雄君）

ただいま、事務局より説明がありました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり。〕

#### ○議長（岸田益雄君）

質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに議第1号から議第4号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第1号中央広域環境施設組合監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議第4号中央広域環境施設組合清掃条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり。]

**○議長（岸田益雄君）**

異議なしと認めます。よって、議第1号中央広域環境施設組合監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議第4号中央広域環境施設組合清掃条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件の議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

続きまして、日程第8、議第5号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計予算補正予算（第2号）についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長

○総務課長（猪井修君）

議第5号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をさせていただきます。

平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算書（第2号）の1ページ目をご覧ください。

平成30年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ856万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,566万4千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。今回の補正予算につきましては、ごみピット天井修繕に係る災害復旧費の財源について、環境省所管国庫補助金の実地調査、建物災害共済の鑑定結果などを踏まえまし

て、財源の更正を行うとともに、派遣職員の異動に伴う派遣職員人件費負担金を増額補正するものであります。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございますが、3款衛生費1項清掃費、事業名廃棄物処理施設災害復旧事業、4,515万1千円を翌年度へ繰り越して使用することができる経費の上限として設定するものでございます。これは、昨年9月の台風21号によって被災しました中央広域環境センターごみピット天井修繕工事に係る費用でございます。

次に、第3表地方債でございますが、廃棄物処理施設災害復旧事業債として起こすことのできる地方債について、限度額を1,670万円とし、起債の方法は証書借入、利率は5.0パーセント以内、償還の方法は借入先の融資条件によることとするものであります。

それでは、歳入歳出の内訳につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、4款1項1目財政調整基金繰入金でございます。平成30年度第1号補正予算で災害関連経費に充てるために増額をいたしました財政調整基金繰入金を、当初計上分の1千円と合わせまして6,950万円の減額を行い、6款2項1目雑入で建物災害共済保険金として2,747万5千円を、7款1項1目災害復旧費国庫補助金で廃棄物処理施設災害復旧事業費国庫補助金として1,676万3千円を、8款1項1目災害復旧事業債で廃棄物処理施設災害復旧事業債として1,670万円をそれぞれ増額するものでございます。歳入合計といたしまして、補正前の額が24億5,422万6千円、補正額が856万2千円の減額で、計24億4,566万4千円でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

次に、歳出についてでございます。2款1項1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金で派遣職員の異動に伴い、派遣職員人件費負担金を111万6千円増額いたします。また、3款1項1目塵芥処理費では、需用費、燃料費でございますが578万5千円、環境調査業務委託料で389万円、それぞれ減額をいたします。歳出合計といたしまして、補正前の額が24億5,422万6千円、補正額が856万2千円の減額で、計24億4,566万4千円でございます。

最後に、14ページは、地方債の現在高の見込に関する調書でございますので、ご高覧ください。

以上で、議第5号平成30年度中央広域環境施設組一般会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（岸田益雄君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（岸田益雄君）

質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。お諮りいたします。議第5号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（岸田益雄君）

異議なしと認めます。よって、議第5号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

続きまして、日程第9、議第6号平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長

○総務課長（猪井修君）

議第6号平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

平成31年度中央広域環境施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,494万8千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金

及び負担金19億8,885万5千円、2款使用料及び手数料1項手数料6,233万円、3款財産収入1項財産運用収入145万2千円、4款繰入金1項基金繰入金1千円、5款繰越金1項繰越金100万円、6款諸収入1項預金利子20万円、同款2項雑入111万円、歳入合計20億5,494万8千円でございます。続いて歳出でございます。1款議会費1項議会費42万円、2款総務費1項総務管理費8,219万4千円、同款2項監査委員費36万3千円、3款衛生費1項清掃費15億319万6千円、4款公債費1項公債費4億6,632万3千円、5款諸支出金1項基金費145万2千円、6款予備費1項予備費100万円、歳出合計20億5,494万8千円でございます。

続きまして、予算の内訳をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。1款1項1目負担金、本年度予算額19億8,885万5千円、前年度予算額21億3,752万6千円、1億4,867万1千円の減額でございます。当組合を運営するに当たりまして、構成2市2町にご負担をお願いしております市町負担金でございます。構成市町ごとの負担額は、9ページの説明欄にございますとおり、吉野川市8億1,022万4千円、阿波市7億892万2千円、板野町2億5,544万3千円、上板町2億1,426万6千円であります。2款1項1目衛生手数料、本年度予算額6,233万円、前年度予算額6,249万8千円、16万8千円の減額でございます。これは、許可業者から納入いただいておりますごみ処理手数料で、搬入量1トン当たりの単価は6,480円でございます。なお、本年10月からは1トン当たり6,600円で積算しております。3款1項1目利子及び配当金、本年度予算額145万2千円、前年度予算額119万3千円、25万9千円の増額でございます。基金の利子でございます。4款1項1目財政調整基金繰入金、本年度、前年度予算額ともに1千円でございます。5款1項1目繰越金、本年度、前年度予算額ともに100万円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款1項1目預金利子、本年度予算額20万円、前年度予算額1万円、19万円の増額でございます。同款2項1目雑入、本年度予算額111万円、前年度予算額107万8千円、3万2千円の増額でございます。主なものは説明欄にございますように、ごみを処理した後に発生するスラグなどの副産物売払収入69万2千円などでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございます。1款1項1目議会費、本年度予算額42万円、前年度予算額と同額でございます。内容につきましては、組合議員皆様方の報酬など昨年度と同額を計上させていただいております。続きまして総務費でございます。2款1項1目一般管理費、本年度予算額8,219万4千円、前年度

予算額8,021万4千円、198万円の増額でございます。1節報酬346万3千円、管理者、副管理者、電気主任技術者などの特別職の報酬でございます。2節給料1,709万円、組合職員4名分の給料でございます。3節職員手当等1,171万2千円、組合職員の各種手当でございます。4節共済費629万円、職員共済組合負担金、臨時職員社会保険料などでございます。7節賃金172万6千円、事務補助の臨時職員1名分の賃金でございます。8節報償費6万円、施設見学に訪れた小学生を対象とした環境美化、啓発の標語応募者への記念品代でございます。9節旅費10万円、職員研修などに参加するための普通旅費と監査事務研修に職員1名が随行するための特別旅費でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

10節交際費3万円、管理者交際費でございます。11節需用費179万円、事務用品などの消耗品費、印刷製本費などでございます。12節役務費291万4千円、内訳といたしましては切手代等の通信運搬費が60万4千円、合併浄化槽の清掃や施設のワックスがけ等に必要の手数料が58万3千円、建物災害保険料と自動車損害保険料が172万7千円でございます。13節委託料624万2千円、内訳の主なものとしてしましては弁護士顧問料60万円、管理棟昇降機の保守点検業務委託料52万4千円、樹木等管理清掃業務委託料の411万円9千円などでございます。14節使用料及び賃借料102万円、財務会計システム、セキュリティ対策ソフトウェアの使用料などでございます。18節備品購入費37万2千円、パソコン2台の買い換え費用でございます。19節負担金補助及び交付金2,805万5千円、構成市町から派遣いただいております職員の人件費負担金が2,721万3千円のほか、周辺地域活性化交付金200万円などでございます。27節公課費5万5千円、環境再生保全機構に納める汚染負荷量賦課金などでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

続きまして、2款2項1目監査委員費、本年度予算額36万3千円で前年度と同額でございます。内容につきましては、有識見者及び議会選出の監査委員2名の報酬など、昨年度と同額を計上させていただいております。

続きまして、衛生費でございます。3款1項1目塵芥処理費、本年度予算額14億8,581万6千円、前年度予算額14億7,160万9千円、比較としまして1,420万7千円の増額でございます。9節旅費5万円、溶融スラグなど副産物を活用するための調査研修旅費でございます。11節需用費6億2,655万2千円、前年度から489万5千円の増額でございます。主なものとしてしましては、消耗品費の薬品及び機械付属消耗器材が合わせて2億369万8千円で1,379万1千円の増額でございます。LNG料金などの燃料費が1億4,162万4千円で417万6千円の減額でございます。電気料金などの光熱水費料が2億7,900万円で366万円の減額でございます。需用費全体で

は、LNG料金と電気料金ともそれぞれ現在の単価を基に過去の実績も踏まえて減額といたしました。消耗品費において購入単価の上昇や経年によります購入量の増加などにより、全体では489万5千円の増額としております。12節役務費34万4千円、主なものとしましては場内排水施設管理手数料でございます。13節委託料8億5,738万6千円で1,042万6千円の増額でございます。内訳の主なものとしましては、まず、環境センター運転委託料でございますが2億5,162万7千円は、消費税率の引き上げに伴い実績額を基に積算しております。次に、環境センター整備委託料が5億270万円で、環境センターのプラント整備計画に基づきまして実施いたします各種機器類の整備業務でございます。前年度から320万円の増額でございます。消費税率の引き上げが増額の主な要因でございます。次に、電気保安管理業務委託料が240万9千円、前年から2万2千円の増、消防設備点検業務委託料が75万9千円、前年から8千円の増、省エネ法による主要電気機器計測業務委託料が30万4千円で前年から3千円の増とそれぞれ消費税率引き上げに伴うものがございます。次に、環境調査業務委託料が3,689万3千円で524万4千円の増額でございます。施設内外の大気、水質、土壌などの調査を行うものがございますが、昨年度までは設計金額を計上せず、入札を行い請差が見込めることから前年度の実績額を参考にした上で予算計上をさせていただいておりましたが、今年度は設計金額での計上とさせていただいております。副産物運搬業務委託料が2,387万9千円で126万9千円の減額でございます。ごみの処理後に発生する熔融スラグ、金属水酸化物、工業塩、硫黄の各種副産物の運搬を委託するものがございますが、それぞれ運搬実績量を基に積算しております。減額の要因は、熔融スラグの運搬実績量が減少傾向にあることから、実情に合わせて積算したことによるものがございます。最後に副産物リサイクル処理業務委託料が3,881万5千円で94万円の増額でございます。これらも、実績量を基に積算をしておりますが、リサイクル処理単価の上昇が主な要因でございます。14節使用料及び賃借料129万2千円、利用できないスラグを東部臨海処分場で処理する為の使用料と機械借上料でございます。111万4千円の減額でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

16節原材料費15万円、工作資材の購入費で前年度と同額でございます。27節公課費4万2千円、簡易無線電波利用料と2トンダンプの重量税で前年度と同額でございます。続きまして、3款1項2目ごみ処理施設建設費、本年度予算額1,738万円、本年8月で地域の皆様とお約束をしております現施設の使用期限まで、6年を切ってまいります。平成30年3月に策定しました中央広域環境施設組一般廃棄物処理基本計画の中でも事業スケジュール案と必要な事務手続きを示しておりますが、平成31年度につきましては、委託料で1,



738万円を計上しております。内訳といたしましては、新ごみ処理施設整備に係る基本構想策定業務で792万円、循環型社会形成推進地域計画策定業務で231万円、新ごみ処理施設の適地選定支援業務で715万円でございます。なお、この次期ごみ処理施設建設費1,738万円に係る構成市町負担金につきましては、吉野川市を除く1市2町で負担いただくこととしております。続きまして、公債費でございます。4款1項1目元金、本年度予算額4億6,018万9千円、前年度予算額6億3,395万5千円、1億7,376万6千円の減額でございます。平成15年度に借入れを行いました長期債の償還が、平成30年度で終了したことが減額の要因でございます。同項2目利子、本年度予算額613万4千円、前年度予算額1,455万2千円、841万8千円の減額でございます。こちらは、長期債の利子596万7千円と一時借入金利子16万7千円でございます。続きまして、諸支出金でございます。5款1項1目基金費、本年度予算額145万2千円、前年度予算額119万3千円、25万9千円の増額でございます。財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の利子を積み立てるものでございます。続きまして、予備費でございます。6款1項1目予備費、本年度予算額100万円、前年度と同額でございます。

最後になりますが、20ページから23ページは、当組合の特別職、一般職の給与費明細書、24ページは、地方債の現在高の見込に関する調書でございます。また、予算書の次には、構成市町の負担金算出資料並びに平成31年度からの5か年のプラント整備計画(案)を添付させていただいておりますので、ご高覧ください。

以上、議第6号平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算についての補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長（岸田益雄君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

14番榎原議員。

#### ○14番（榎原伸君）

17ページの委託料ですが、説明では整備委託料5件、消費税分代とおっしゃっていましたが、かなり経年劣化もあり老朽化も進んでいると思いますが、この予算で大丈夫なのでしょうか。その下の調査業務の委託料ですけれども、簡単でいいのでもう一度煙突のどの部分であるとか、地域の何か所くらいの定点調査を行っているのか教えていただけますか。

○議長（岸田益雄君）

住友事務局長。

○事務局長（住友勝次君）

整備費につきましては、最後のページにつけております5か年計画に基づいて年次的に計画をたてております。本年につきましては、一番左の部分であり、赤字の所が昨年からの変更点でございます。予算の中で一部前倒しでした分、また経年劣化とはいえ現状使用可能な分につきましては、翌年に送らせていただく等の中で計画的にさせていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岸田益雄君）

14番榎原議員。

○14番（榎原伸君）

調査内容についてはどうですか。

○議長（岸田益雄君）

小休致します。

午前10時16分 小休

午前10時17分 再開

○議長（岸田益雄君）

小休前に引き続き再開します。

住友事務局長。

○事務局長（住友勝次君）

調査箇所、項目につきましては、ただいま資料が揃っておりませんので後日お示ししたいと思います。

○議長（岸田益雄君）

13番松村議員。

○13番（松村幸治君）

いよいよ稼働期限が迫ってまいりました。板野町、上板町共に候補地のお願いをしてあったと思いますが、年度末を迎えるにあたり板野町長、上板町長か

ら現状の説明をいただきたい。もう1点、委託料の3項目目の適地選定支援業務のコンサルがあるのかを教えてください。ごみ処理が止まるのは困ることであると同時に、私はこの施設から一番近い地元の議員となりますので、まず両町長からお言葉をいただきたい。

**○議長（岸田益雄君）**

松田副管理者。

**○副管理者（松田卓男君）**

議会全員協議会を開いて丁寧に説明し、そういった旨を2回ほど広報に掲載し、現在選定にあたっていることです。議員各位にもその旨を説明し、丁寧に説明し土地の取得についても議員さんにもご配慮をいただけるようお願いをしたところです。職員、各管理職についても、そういった箇所がないか周知をして、何かあればこちらの方へ示していただくようにしているところでございます。まだ、そういった住民の方々からも議員の方々からもそういった旨はないというのが現状でございます。私たちもそういった点には大変苦慮している現状でありますので、ご理解賜りたいと思います。

**○議長（岸田益雄君）**

玉井副管理者。

**○副管理者（玉井孝治君）**

板野町の現状といいますか、質問に答弁させていただきます。板野町は、平成30年6月から9月まで約4ヶ月間、このごみ処理施設の候補地ということを経営委員、また私もそれぞれの地区で、当然ごみ処理ということになりますとやはり北方ということになるわけでございますけれども、そういった調査をご依頼もさせていただきました。そして、9月に議員さんの方から回答もいただいたんですけれども、その時はないということで、そしてさらには12月、去年の12月には町の広報、またホームページで候補地を探しておりますよということを広報させていただきました。そして、さらには今年度、平成31年2月1日から3月29日までの町のホームページで再度そういった募集をさせていただいているということ載せているという状況であって、まだまだこれについてはそういった手を挙げていただけるとか、そういった所がないのが現状でございます。

**○議長（岸田益雄君）**

住友事務局長。

**○事務局長（住友勝次君）**

新ごみ処理施設整備基本構想策定業務の内容でございますが、新ごみ処理施設をどのような方法で行うか、最終的な廃棄物や灰等の処理方法を選ぶコンサルティング業務でございます。続きまして、循環型社会形成推進地域計画策定業務につきましては、機種選定をした後、補助金を貰うために必要である地域計画の策定をしていただく業務となります。新ごみ処理施設整備に係る適地選定支援業務でございますが、複数の候補地が出た場合、どの候補地がいいのかをお示しいただく業務でございます。

**○議長（岸田益雄君）**

8番森本議員。

**○8番（森本節弘君）**

関連なんですけど、適地選定支援業務っていう715万円みとうでしょ。そしたら要するに期間、前の年次計画見たら平成31年の3月末で適地っていうか候補地を選定するってことになっと思ったと思うんですけども、現実今の段階では適地を出してこなあかん状態にあるわけやな。なおかつこの1年で715万で適地選定を支援せなあかんっていうたら、まだ1年くらい見越したって予算になるんだろうか。適地を選定するにあたっては。

**○議長（岸田益雄君）**

住友事務局長。

**○事務局長（住友勝次君）**

適地選定につきましては、複数候補地が出た場合の時にやる業務ですので、もし候補地が1箇所であれば、その業務は必要ないという場合もございます。また、先ほどおっしゃられました基本計画におけるスケジュール案についてでございますが、森本議員おっしゃるとおり今年の3月31日に候補地というふうなことになっておりますが、あくまでも案でございます基本的な案でございますので、あれにつきましては、あのおりじゃなくてはできないというのではなくて、当然造成とか、環境調査とかすべてのことが絡んできますので、今の状態でできてなくても後ろの状態には影響がないと考えております。以上答弁とさせていただきます。

**○議長（岸田益雄君）**

8番森本議員。

○8番（森本節弘君）

そしたら要は、715万、適地ができた時点で減額補正したらええとは思いうんじゃけども、目途的には、今回板野町、上板町さんで1月末だったん、選定のね調査とか、上板町さん出してくれとんが、3月31日までということで候補地延ばしたよね。延ばしておそらく適地が見つかってないっていうことなんやけども、現実はいつぐらいまでにこの適地ちゅうんを出さんと期限までに間に合わなくなるんですか。間に合わなくなると想定的には。要するに環境アセスとかそういうんにやはり1年半、2年かかかるんじゃけれども、やっぱりそれから逆算したらどうしたってそういう時期っていうもんも設定せないかんと思うんな。適地を決定するんに。

○議長（岸田益雄君）

住友事務局長。

○事務局長（住友勝次君）

当然、候補地が決定して次の施設ということになるんですけども、あくまでもうちの基本計画に入っているのはオーソドックス、オールマイティというか、今、先ほど説明をさせていただいたんですが、どんな機種になったとしても対応ができるというふうなスケジュールプランを立てております。例えば、ストーカやコンポスト方式とか色々な方式があるんですけども、その方式のよってもっと縮まったり時間かかるものもありますけれども、オーソドックスなスケジュール案として示させていただいております計画スケジュール案でございます。

いつまでだったら間に合うのかという質問でございますが、これは完全に私の事務局長としての私の所見でございますが、来年度中に当然候補地と方式を決めていただければ間に合うんでないかと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（岸田益雄君）

8番森本議員。

○8番（森本節弘君）

まあ言うたらあと1年、オーソドックスな部分でも延ばせるのは、機種によっては要するにもうちちょっと持ち越すというか長い部分みてもろて間に合うっていうことなんやけども、これ今言うたごみ処理施設の建設費っていうんが1,700万円くらいみとんやけども、適地だけでなしに方式によってもやっぱりスケジュール、スパンが変わるっていうことでこれええんよね。

これは、要するに今建設費に出とんやけども、これ委託料としては3つになつとんやけど極端にいうたら一社で、委託料いうたら調査業務というのは何社かで割って委託料としては出しとんですか。業者さんに。委託料としては方式と適地とかいう別々に出しとんですか。

○議長（岸田益雄君）

住友事務局長。

○事務局長（住友勝次君）

新ごみ処理施設の整備基本設計業務の委託料につきましては、4月中に計画を立てまして、4月中に入札をしたいと考えております。つきましては、規模、最新の方式等、ここは溶融炉なんですけれども、ストーカ方式、コンポスト方式とかリサイクルとかあらゆる方式がございます。そういった方式も提案をいただきながら用地選定が必要になってくるのかなあとということで、森本議員おっしゃるとおり、この3月までに候補地が複数出てきていれば、当然適地選定とセットで出すことも可能です。そういった自治体もございます。ただ、今の中央広域環境施設組合においては候補地を持っておりませんので、方式も含めてどういった最新の方式があつて、先ほど言ったスケジュールをどれだけ短縮できるのかということも聞きながら考慮していきたいと考えておりますので、先に新ごみ処理施設の整備基本構想策定業務に取りかからせていただきまして、その後、その中で今1市2町で協議会を立ち上げておりますが、その中で協議会の中でどういった方式にするのか、スケジュール案をどういうふうに短縮、またスケジュールの中でやっていくのかということで協議をしながら進めてまいりたいと考えています。以上答弁とさせていただきます。

○議長（岸田益雄君）

ほかに質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。議第6号平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（岸田益雄君）

異議なしと認めます。よって、議第6号平成31年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（岸田益雄君）

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を閉会します。

お疲れでございました。

午前10時31分 閉会

以上の会議録は事務局長の記載したものであり、その内容については大要において正確であることを認め、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員